

経営所得安定対策等における

# R6年7月25日豪雨災害の対応について

畑作物の直接支払交付金及び水田活用の直接支払交付金等については、自然災害等により減収及び収穫皆無となった場合でも一定の条件を満たせば交付対象となります。

この場合、被害状況の確認が必要となりますので、**必ず酒田市農業再生協議会(農政課・各総合支所産業課)、農業共済組合、農協にご相談ください。**



酒田市再生協に連絡・相談



再生協・関係機関による被害状況の確認

冠水・浸水被害等状況の写真の撮影

自然災害等によるもので、かつ、適切な生産が行われていることが確認できれば交付対象となります。(作業日誌等を作成)

被害等にあわれた場合には、身の安全を優先しながら、ご自身でもほ場や作物の被害状況を写真で残すよう、ご協力をお願いいたします。

## ★ 注意 ★

写真撮影をせずに自己の判断ですき込み等を行った場合、被害状況等の確認ができず、交付対象とならない場合があります。

### 【お問合せ先】

酒田市農業再生協議会(農政課) ☎26-5751  
各総合支所 産業課  
庄内みどり農業協同組合 各営農課

裏面もご覧ください。

# 具体的な対応方法について

## ○写真の撮影方法について

写真については、基本的にはほ場ごとの撮影が必要となりますが、連なる何筆ものほ場が一体的に被害を受けた場合は、代表1筆を撮影してください。

## ○作業日誌の作成について

交付金対象作物の栽培にあたっては、耕起、播種、防除等の作業内容を記載したほ場ごとの作業日誌を作成しておきましょう。水稻・大豆・そばは栽培履歴書で代用可能です。

## ○ほ場の片づけ等について

写真撮影を行なった後、ほ場の片づけ等を実施するようにお願いします。

(写真撮影前に片づけ等は実施しないでください)

## ○被害の報告について

酒田市農業再生協議会または農協へ被害を受けたほ場の報告(別紙『被害状況報告書』)及び被害写真の提出をお願いします。

※『被害状況報告書』の作成にあたっては農政課・各総合支所産業課、農協各営農課にご相談ください。

ご不明な点がございましたら下記の機関にご相談ください。

酒田市農業再生協議会(農政課)      ☎26-5751  
各総合支所 産業課  
庄内みどり農業協同組合 各営農課